

冬の生活応援！電気料金10%割引についての契約要綱

1 目 的

この個別要綱は、お子さままたはご高齢の方がお住いの世帯が居住する需要場所の電気料金を冬季に割引くことにより、冬季をご自宅で過ごす当該世帯のお客さまの生活を支援することを目的といたします。

2 適 用

(1) この個別要綱は、次のいずれにも該当する需要で、お客さまと当社とが合意したときに適用いたします。

イ 当社と低圧の需給契約（以下「需給契約」といいます。）を締結し、当社が別途定める個別要綱の「ポイントプラン」、「おとくプラン」、「とくとくプラン」、「スマートライフプラン」、「スマートライフプランforスマート・エアーズ」、「3時間帯別電灯」、「時間帯別電灯」、「ピークシフト電灯」、「for APプラン」、「カテエネプラン」または「カテエネプランforグリーンでんき」のいずれか（以下「対象個別要綱」といいます。）の適用を受けていること。

ロ 需給契約が対象個別要綱とあわせて他の個別要綱（以下「付帯個別要綱」といいます。）の適用を受けている場合は、付帯個別要綱が「セットメニュー要綱」、「CO₂フリーメニュー個別要綱（低圧）」、「CO₂フリーメニュー個別要綱（信州Greenでんき〔低圧〕）」、「CO₂フリーメニュー個別要綱（ふるさと納税×Greenでんきby川越町）」、「CO₂フリーメニュー個別要綱（ふるさと納税×Greenでんき〔水力〕）」または「口座振替初回引落とし割引」のいずれかであること。

ハ 2000年（平成12年）の4月2日以降に生まれた方または1959年（昭和34年）の4月1日以前に生まれた方（以下「対象者」といいます。）が、原則として、需給契約の需要場所を住居として使用していること。

ニ 2024年2月の検針日まで需給契約を廃止または解約しないこと。

(2) 当社は、お客さまに対象者の年齢および居住の有無を確認させていただきます。この場合、対象者の年齢および居住を証明する書類等を提示していただくことがあります。

(3) お客さまがこの個別要綱の適用を希望される場合は、原則として、当社が提供する会員向けウェブサイトによって申込みをしていただきます。なお、申込みは、原則として、2023年10月2日から2023年12月22日までの間にさせていただきます。

3 割引適用となる料金

この個別要綱による割引適用となる料金は、供給区域によって次のとおりといたします。

イ 愛知県、岐阜県（一部を除きます。）、三重県（一部を除きます。）、静岡県（富士川以西）、長野県

(イ) 2023年10月2日から2023年11月30日までに申込みいただいたお客さまの料金の割引は、2023年12月の検針日から2024年2月の検針日の前日までに使用される電気に適用いたします。

(ロ) 2023年12月1日から2023年12月22日までに申込みいただいたお客さまの料金の割引は、2024年1月の検針日から2024年2月の検針日の前日までに使用される電気に適用いたします。

ロ イ以外の地域

(イ) 2023年10月2日から2023年11月30日までに申込みいただいたお客さまの料金の割引は、2023年12月1日から2024年1月31日までに使用される電気に適用いたします。

(ロ) 2023年12月1日から2023年12月22日までに申込みいただいたお客さまの料金の割引は、2024年1月1日から2024年1月31日までに使用される電気に適用いたします。

4 料 金

(1) 各月の料金は、対象個別要綱および付帯個別要綱によって料金として算定された金額から(2)の10%割引額を差し引いたものといたします。

(2) 10%割引額は、対象個別要綱および付帯個別要綱によって算定されたその1月の基本料金および電力量料金（燃料費調整額および離島ユニバーサルサービス調整額を除きます。）の合計に、対象個別要綱および付帯個別要綱により適用を受ける割引額および割増額を加味した金額（以下「割引対象料金」といいます。）により、次のとおり算定いたします。

$$10\% \text{割引額} = \text{割引対象料金} \times 10\%$$

(3) 対象個別要綱に最低月額料金の定めがある場合で、(1)の料金が当該最低月額料金を下回るときは、その1月の料金は、最低月額料金および対象個別要綱に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

- (4) (2)の割引対象料金には、「for APプラン」におけるfor APプラン手数料、「CO₂フリーメニュー個別要綱(ふるさと納税×Greenでんきby川越町)」または「CO₂フリーメニュー個別要綱(ふるさと納税×Greenでんき〔水力〕)」における対象返礼金額およびメニュー料金ならびに「口座振替初回引落とし割引」における初回引落とし割引額を加味しないものといたします。

5 契約の終了

- (1) この個別要綱の適用は、需給契約の契約期間にかかわらず、2024年2月29日に終了いたします。
- (2) 次の場合には、当社は、2024年2月29日を待たずにこの個別要綱の適用を終了いたします。
- イ 需給契約が廃止または解約された場合
 - ロ 需給契約の契約種別の変更により、対象個別要綱が適用されなくなった場合
 - ハ 2(適用)(1)に定める適用条件に反した場合
- (3) 対象者の年齢または住居が2(適用)(1)ハに該当せず、お客さまにこの個別要綱を適用することが適当でないことが明らかになった場合は、当社は、この個別要綱の適用を終了するとともに、すでに適用した割引額があるときは、当該割引額を精算していただくことがあります。

6 その他

- (1) お客さまが、需給契約を廃止または解約する場合および需給契約の契約種別の変更を希望されるときは、そのつどお客さまから当社に申し出ていただきます。
- (2) この個別要綱に記載のない事項については、そのつどお客さまと当社との協議によって定めます。

附 則（実施期日）

この個別要綱は、2023年10月2日から実施いたします。